

肝付町ふるさと納税返礼品開発等支援補助金募集要領

肝付町では、令和7年度肝付町ふるさと納税返礼品開発等支援補助金事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を、以下の要領で募集します。応募に際しては、肝付町ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）も併せてご確認ください。

1. 目的

この補助金は、町内の事業者等がふるさと納税返礼品としての新商品開発又は既存商品を改良するための経費の一部を補助することで、返礼品の品揃えを充実させるとともに、町内事業者等の販路拡大や事業継続を支援し、地場産業の振興に寄与することを目的とします。

2. 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、本町のふるさと納税返礼品取扱事業者又は取扱事業者となる見込みのある者のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 町税等の滞納がないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び肝付町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- ③ 国又は地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。
- ④ P L（生産物賠償責任）保険またはP L保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること。

3. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち次に掲げる事業とする。

- ① ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- ② 既存の商品を改良し、ふるさと納税返礼品とする事業
- ③ その他町長が必要と認める事業

4. 補助金交付の内容

（1）事業実施期間

補助金交付決定日～令和8年2月28日

※補助対象経費は、上記期間中に執行された分に限りします。

(2) 補助率・補助額

補助対象経費の4分の3以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とします。ただし、予算の範囲内での補助金交付となるため、申請状況によっては上限額が変更となる場合があります。

(3) 補助対象経費

交通費、消耗品費、印刷費、運搬費、手数料、委託料、賃借料、原材料費、機材購入費、その他町長が特に必要と認める経費

※詳細は要綱の別表をご参照ください。

(4) 補助要件

2及び3に掲載する、補助対象者及び補助対象事業に対して補助します。

(5) 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の精算払となります。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払ができるものとします。

(6) 補助額の確定方法

事業終了後、補助対象者より提出いただく実績報告書に基づき、補助金の額を確定します。

補助額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

また、支出額及び内容、成果についても審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(7) その他

本補助金に係る交付決定等に係る各種手続き等については、本募集要領のほか、要綱に定める規定を遵守し、実施します。

5. 応募手続きについて

(1) 募集期間

・随時（予算額に達した時点で終了とします。）

(2) 申請書類

① 申請様式に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、提出してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書（様式第2号）
- ・事業収支予算書（様式第3号）
- ・同意書（様式第4号）
- ・誓約書（様式第5号）
- ・その他町長が必要と認める書類

- ② 提出された申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
 なお、応募書類は返却しません。
- ③ 申請書類等の作成費は経費に含まれません。

6. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、企画調整課において申請内容を適正に審査し、決定するものとします。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項 目	概 要
① 資格要件	参加資格及び補助対象者の要件を満たしているか
② 新規性・独自性	従来の商品として比較して、新規性や独自性が認められるか
③実現可能性	・補助対象事業を実施する上での知識・経験が十分であるか ・補助対象事業を実施する体制等が適正であるか
④即時性	・できるだけ早期にふるさと納税の返礼品として、寄附金の獲得に寄与するものであるか
⑤波及性	・補助対象事業の実施による新規雇用の創出や新規販路開拓拡大など、ふるさと納税の拡充・安定化だけでなく、地域経済への波及に寄与するものであるか

(3) 採択結果の決定及び通知について

審査の結果について、当該申請者に対しその旨を通知します。また、審査内容及び結果について、異議は一切認められないことにご留意ください。

7. 交付決定について

採択された申請者が、肝付町に補助金交付申請書を提出し、それに対して肝付町が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。

8. 問い合わせ先・申請書類提出先

肝付町役場企画調整課 企画調整第2係

〒893-1402 肝付町南方2643番地 内之浦総合支所 3階

TEL 0994-65-8422 (直通)

FAX 0994-65-2587

E-mail urusato@town.kimotsuki.lg.jp